

町税などの納付について

納め忘れはありませんか？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税金及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納めなければならない納期限があります。(納付書に記載されていますが、4月に配布された町報「つづりこみ表紙」にも記載されています。)

◎納付書で納付される場合は、納期限まで納められなかった場合、その後督促状が發送されます。督促状で納付ができます。

◎口座振替で納付される場合は、口座振替できなかった場合、まず口座振替不能通知書(納付書)が送付されます。それでも納付いただけなかった場合は、督促状が發送されます。

●**ご注意** 納付書・口座振替とともに、督促状發送後も納付がない状態が続きますと、一般的には催告(臨戸、電話、文書など)に進みます。それ

でもなお納付いただけない場合には、必要に応じお勤め先への給料の照会やお取引先への売掛金・賃貸借料の照会、財産(預金・保険・動産・不動産など)調査などを実施、その後差押えに進みます。

差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。差押えた給与・預金・保険等は(保険等は解約のうえ)未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売(インターネット公売など)により換価のうえ、同じく未納の税金に充当されます。

※納期限を一定期間以上経過すると延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。※年末が近くなりました。お手持ちの納付書をご確認のうえ、現在納期限が過ぎているものがありましたら、お早めに納めていただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 税務出納課収納係

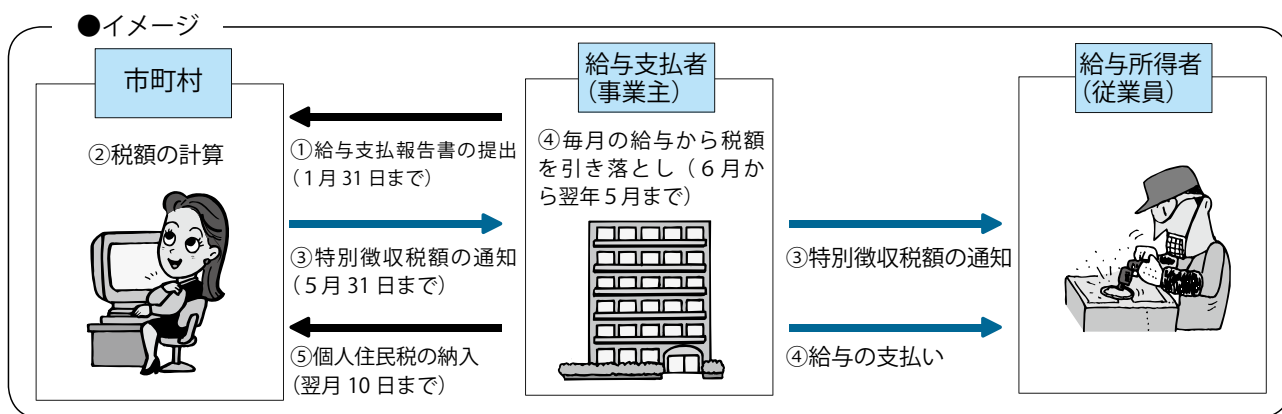
(☎ 85-6106)

まだ**特別徴収**されていない事業主のかたへ

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主)が、給与所得者(従業員)に毎月支払う給与から個人住民税を引き落とし、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入する制度です。

【 地方税法第321条の4の規定により、原則として、事業主は法人・個人を問わず、従業員の個人住民税を特別徴収することになっています。 】



●イメージの解説

- ①事業主の皆さんから、各従業員のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。
- ②～③この報告書に基づき、市町村では、従業員ごとの個人住民税の税額を計算し、特別徴収していただく税額を事業主の皆さんにお知らせします。
- ④～⑤毎月の給与の支払いの際、この税額を引き落としいただき、翌月10日(※)までに金融機関を通じて市町村に納入していただくことになります。

※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

○今年9月6日よりインターネットを通じて、パソコンから法人町民税・償却資産の申告と給与支払報告ができるようになりました。ぜひご活用ください。

■問い合わせ 税務出納課町民税係 (☎ 85-6132)